

# 〈民族〉を超える〈部族〉 —「暴力の文化」を克服する公共圏の創出—

岡野内 正

もくじ

- 一 「暴力の文化から平和の文化へ」の課題
- 二 裁かれるネーションの罪
- 三 遺産継承集団としての部族
- 四 ネーションを超える部族ネットワーク

## 一 「暴力の文化から平和の文化へ」の課題

### 〈ユネスコの提起〉

2000年は、ユネスコ（UNESCO:国際連合教育科学文化機関）が提起して、国連総会で「平和の文化国際年（International Year for the Culture of Peace）」とされた。2010年までの10年間は、「世界の子供たちのための平和と非暴力の文化国際10年（International Decade for a Culture of Peace and Non-Violence for the Children of the World）」として、さまざまな行動計画が造られた。その行動のひとつに、国際的な「わたしの平和宣言（Manifesto 2000 for a Culture of Peace and Non-Violence）」署名活動がある。ノーベル平和賞受賞者たちのグループで起草されたという「平和宣言」には、この活動の基本的な考え方が明瞭に示されているので、やや長いですが、引用しておこう。(1)

### 署名のおねがい

「平和と非暴力の文化」をめざす国際的運動に参加しましょう。西暦2000年は新しい

出発の年なのです。戦争と暴力の文化を平和と非暴力の文化へと、みんなで変えていくきっかけとなる年なのです。そのためには、私たち一人一人の誰もが参加することが求められています。若い人々と次の世代に、正義、連帯、自由、尊厳、調和、繁栄がすべての人に実現するような世界を創ろうという価値観を育てていくことも必要です。平和の文化こそが、持続可能な発展と、環境保全と、一人一人の幸福を保障するのです。

### わたしの平和宣言

私は、人類の未来、とりわけ子どもたちの今日と未来に責任があることを自覚して、私の日常生活、家族、学校や職場、仲間や地域、日本さらにはアジアのなかで、次のことを心がけ実行することを誓います。

### 1 私は、すべてのいのちを尊敬します

差別や偏見を持たないで一人一人の人間の命と尊厳を大切にします。

### 2 私は暴力反対です/しません/許しません/なくします/使いません

行動的な非暴力を実践します。暴力はどんな形でも許しません。身体的・性的・心理的・経済的・社会的暴力、とくに最も社会的に恵まれない人々や傷つきやすい人たち、例えば子ども・青年など、にたいする暴力を許しません。

### 3 私は、みんなとわかちあいます

私の時間と持ち物を、広い心で、わかちあい、仲間はずれや不正義や政治的・経済的抑圧を終わらせます。

### 4 私は、わかるまで耳を傾けます

表現の自由を守り、文化の違いを認め合います。いつも対話を心がけ、熱狂や悪口や相手の拒否無しに、耳を傾けること心がけます。

### 5 私は、地球環境を守ります

私は、責任ある消費者行動をとり、地球上のあらゆるいのちを尊重し自然のバランスを守るよう に、開発の実践をすすめます。

### 6 私は、連帯を再発見します

女性の完全参加と、民主主義の原則を尊重して、私のコミュニティ（家族・仲間・地域社会など）の発展に力をつくし、新しい形の連帯をともに創ります。（「平和の文化をきづく会」のサイトより [http://homepage2.nifty.com/peacecom/cop/cop\\_manifesto.htm](http://homepage2.nifty.com/peacecom/cop/cop_manifesto.htm), 2008.8.9)

## <鍵となる新しい公共圏の創出>

この宣言は、平和学（Peace Studies）の最近の議論の方向とも一致する平和構築あるいは暴力克服の行動提起として注目されよう（2）。すなわち、第一に、平和構築を文化の問題として、しかも、非暴力的な主体の創出の問題として捉えている（3）。第二に、「わかちあい」の強調は、構造的暴力の克服というガルトゥンク以来のおなじみの視点を示している。第三に、「わかるまで耳を傾ける」という姿勢は、熟議デモクラシー論における討議倫理あるいはコミュニケーションの議論と重なる。第四に、「地球環境を守る」ことの強調は、環境的正義と平和に関する議論と重なる。第五に、「連帯の再発見」と「コミュニティの発展」の強調は、グローバル化を踏まえながらローカルなコミュニティの民主化の課題を強調する議論を踏まえたものであろう。このように、この宣言の基本的発想は興味深いものではあるが、この議論が人々をつかんでどれほど現実を動かす力となって、暴力の文

化を克服する社会運動を発展させたかは別問題である。

皮肉なことに、むしろこの署名運動が開始された時期は、2001年の9・11事件とその後の世界的な「テロとの戦い」キャンペーンによって、アフガニスタンからイラクにいたる現実の戦争が世界中を巻き込んでいった時期と一致する。政策レベルで進行していった民営化や福祉国家的政策の見直しなど、いわゆるネオリベラル的改革の浸透とあいまって、世界のほとんどの国々の政府とマスメディアが進めてきた「テロとの戦い」キャンペーンは、この平和宣言とは真っ向から対立する価値観と行動規範を一般化してきたようにさえ見える。(4)

このような現状を踏まえるならば、筆者の視点からは、鍵となっているのは、暴力の文化を克服する新しい公共圏の創出ということになる。ハーバーマスの用語(Habermas 1981=1987)を用いれば、テロとの戦いに人々を動員する「グローバル化」の進行する経済システムと政治システムによって植民地化され、暴力の文化に浸されつつある生活世界の中にあつて、いかにしてその生活世界の潜在力であるコミュニケーション的理性を活性化させるような公共圏を創るか、という課題である。(5) 暴力の文化を克服するというユネスコの問題提起を踏まえて、筆者の視点からこのような課題を解決するための鍵を最近の現実の中から見出すとすれば、注目すべきは、ネーションの罪を裁こうとする動き、そしてそれと関連する、遺産相続請求集団としての部族の登場であろう。それは、グローバル化の進展の中で、ナショナリズムの内容を転換し、暴力の文化を克服する新しい部族的公共圏の可能性を示しているように見える。以下、順に検討していくことにしたい。

## 二 裁かれるネーションの罪

< 『諸国民の罪』 >

アダム・スミスの『諸国民の富 (Wealth of Nations)』をもじって、『諸国民の罪 (Guilt of Nations)』という本が出版されたのは、ユネスコの平和宣言と同じ2000年のことであった。(Barkan 2000) 翌2001年には、南アフリカのダーバンで行われた国連の反人種主義・差別撤廃世界会議で、アフリカ諸国政府やNGOの強い要求によって、アフリカの植民地化と奴隷貿易とが、「人道に対する罪」に該当するとする「ダーバン宣言」が採択された。会議のボイコットさえ辞さなかったアメリカとイスラエル両政府の強い態度によって、謝罪と補償の要求が、かろうじて却下されたところだった。(6)

さらに、2003年には、国際刑事裁判所 (ICC : International Criminal Court) が発足した。これによって、世界中のあらゆる個人は、「人道に対する罪」や「集団殺害」や「戦争犯罪」を裁くにあたって、自国の裁判所では不十分だと感じるときには、直接にこの裁判所に訴えることができるようになった。1991年以降の旧ユーゴスラビアや1994年のルワンダでの虐殺の場合には、国連安保理の特別決議によって1993年と1994年に次々と設置された「国際戦犯法廷 (International Criminal Tribunal)」が、国家元首などの権力者の

罪を裁いていたが、これによって、常設裁判所が発足したのである。いまや国連憲章以来の、国際社会における法の支配という理想が実現しつつあるかに見えた。だが、国連の発足時には世界最大の強国としてこの理想を推進したアメリカは、当時をしのぐほどの強大な国となったちょうどこのときに、ますます国連の理想に敵対するようになってきた。アメリカのクリントン大統領は、国際刑事裁判所の設置を決めた条約である 1998 年のローマ規定に 2000 年に署名していたにもかかわらず（批准はしないと明言してはいたが）、ブッシュ大統領は 2002 年に署名を撤回したのである。（7）

アメリカ政府は、9・11 事件以後、アフガニスタン攻撃からイラク攻撃にいたる武力行使を、国連ではなく、アメリカ政府が単独決定する形で遂行してきた。とはいえ、このようなアメリカの単独主義は、それじたいがまた、国境を越える普遍的な正義の実現と、国際社会における法の支配の実現をめざすという論拠に基づくものであった。すなわち、世界の警察官、世界の理性としてのアメリカという自己像にもとづいて、介入主義的な世界政策がとられるようになった。（8）このようないささか錯綜した状況の下で、ステイト（国家）とは区別されるネーション（国民）あるいは市民社会、より正確には企業がおかしてきた、歴史的な罪が問われるという動きが明らかになってきた。第二次世界大戦終結後にナチス指導者を裁くためにニュルンベルク裁判で導入された「人道に対する罪」という概念をもとに、近代法の時効や不遡及の原則が超えられるようになってきたのである。それは、ほかならぬアメリカ政府が強力に支援したホロコースト訴訟、すなわちアメリカに住むナチスによるホロコースト被害者が、集団訴訟の形で、ドイツ、スイス、オーストリアなどの欧米諸国の銀行や企業などを、アメリカの裁判所に次々と訴えた事件以来のことであった（9）。

#### <ホロコースト訴訟>

ホロコースト訴訟の論理は、戦争に伴う政府間の賠償（Reparation）は、すでに条約などによって決着済みであったとしても、それとは区別される形で、通常の犯罪の場合に適用される時効や、罪刑法定主義による不遡及の原則を越えて、ホロコーストのような「人道に対する罪」に伴う過去の不正義に対する正義の回復がはかられるべきだというものであった。すなわち民間人の被害者と加害者どうしで、あるいは民間人の被害者と加害政府との間で、民間での損失に対する補償（Private Compensation）あるいは、奪取された財の返還（Restitution）が行われるべきだというわけである（Bazyler 2003:316-317）。

訴えたのは、アメリカに住むユダヤ人のナチス・ホロコーストの被害者あるいはその子孫であったが、議会や政府、マスメディアに対して強い影響力を持つユダヤ人団体のいくつかが支援し、強力な弁護士事務所が担当した。その結果、適切な証書がないとしてホロコースト被害者の預金の払い出しを拒否してきたスイスの諸銀行、同様の理由で保険金の支払いを拒否してきたヨーロッパ諸国の保険会社、さらにはドイツが占領した地域で無償の強制労働によって営業してきたドイツ企業などが、次々と多額の和解金を支払うことに

なった (10)。

このような動きは、アメリカの国際法学者によって、「ホロコースト正義 (Holocaust Justice)」 (Bazylar 2003) と呼ばれ、さらに日本の従軍慰安婦問題や捕虜虐待や強制労働への補償問題、アメリカでの奴隷貿易への補償要求、さらにはパレスチナ難民によるイスラエルへの帰還と財産返還要求などと結び付けられ、普遍化する動向として論じられるようになった。(11) さらに、アメリカとイスラエルの社会学者によって、冷戦後の世界のグローバル化の中で、ようやくナチスによるユダヤ人虐殺の悲惨さが理解され始め、ナチスによるユダヤ人ホロコーストの記憶が、二度とジェノサイドを起こさないという決意を人々にもたせるためのグローバルな記憶になりつつあると論じられた。(Levy & Sznajder 2006)

#### <先住民の権利問題>

直接に国際問題とはならなかったのですが、それほど注目されなかったが、過去の不正義の問題にするという点では、先住民の権利にかかわるニュージーランドでの動きに注目したい。それは、大英帝国政府とニュージーランド先住民の部族長たちとの間で締結された条約の解釈問題に端を発するものであり、その意味では国際法の問題でもあった。(12)

すなわち、1840年に結ばれたワイタンギ条約は、先住のマオリ民族の族長たちが、英国女王の宗主権を認める一方で、族長たちはそれまでの既得権を保持しうるものと族長たちには理解され、またマオリ語の条約文でも、そのような解釈を許すものとなっていた。だが、条約の英文では、国家主権 (Sovereignty) が大英帝国側に委譲されることになっており、英国側もそのように解釈して、マオリの族長たちの権利を奪う法を次々と制定し、抗議する族長たちに対して軍隊を派遣して鎮圧し、ニュージーランドを植民地化する政策を次々と実行していった (いわゆるニュージーランド戦争あるいはマオリ土地戦争)。抵抗するマオリの人々は徹底的に弾圧されたが、同化政策にしたがうマオリの人々は、反抗するマオリの鎮圧に、さらにはブーア戦争や二度の世界大戦に兵士として動員された。そしてマオリ全体は、市民的政治的権利の上では、だんだんと欧米系の入植者たちと同等に扱われるようになっていった。しかし、入植者や移民の増加によって全人口の15%ばかりに減少したとはいえ、第二次大戦後の工業化の中で、都市貧民層の大部分を形成するようになったマオリの人々の権利運動は、土地接収に利用されたワイタンギ条約の見直しを求め運動に収斂していき、同化したマオリ・エリート層をも巻き込む形で高揚していった。

#### <植民地化不正義審判>

その結果、1975年には、ニュージーランド政府は、条約にかかわる過去の不正義を謝罪し、ワイタンギ条約法が成立して、具体的な権利侵害についての申し出を受ける審判所が設立された。当初は、不遡及の原則によって、1975年以後に条約による不正義がもたらした被害についてのみ審理することになっていたが、1985年の改正法によって、条約が

締結された 1840 年にさかのぼって、審理されるようになった。数年間かけての被害者の証言を聞く聴聞と歴史家を動員した史料調査のうえで、政府に対する勧告が行われるようになった。

これによって、大英帝国を継承するニュージーランド政府は、先住民マオリ民族が住む島の植民地化過程の全体を不正義と認め、その罪を謝罪したうえで、被害の個々のケースについて調査のうえ、土地やそれに付随する権利などの返還あるいは補償金支払いなどの措置を取る制度が作りあげられた。そして実際に多額の補償金が支払われ、土地の返還、漁業権や狩猟権の返還が行われてきた。

筆者はかつて、これが、政治、イデオロギー、法、経済の視点から見て、次のような転換を画するという点で、世界史的意義をもつものと評価した。すなわち、「多数者の権力政治から少数者を含めた正義感を尊重する政府へ。過去の忘却の上にすべてを正当化するナショナリズムから、歴史的における他者の記憶と向かい合い自己解体を恐れない反省的ナショナリズムへ。歴史的な他者への暴力による既成事実の形成を追認しその上に秩序を構成する法から、歴史的暴力を掘り起こして既成事実を変革し、暴力のない秩序を展望する法へ。出発点の不平等を問わない無差別・自由競争的な資本主義経済システムから、歴史的な個別事情にかかわる実質的な正義感を共有することをめざすような経済システムへ。」(岡野内 2006 : 20)。

#### <外から超えられるネーション>

そのうえでさらに筆者は次のように、書いた。「…そこに共通する他者の記憶の尊重、コミュニケーションの重視といった契機に注目して、植民地化の暴力の記憶に充ちた歴史に人類全体が向かい合い、相互理解をめざす、という営みの中から、暴力のない脱植民地化の世界を展望することができないであろうか。」(岡野内 2006 : 20)

本節でこれまで論じてきたように、すでに植民地化の暴力を含めて、歴史的なネーションの罪を話し合う場は整いつつあるかに見える。それは、一方では、ユネスコの平和宣言や国際刑事裁判所の設立に見られるような、国民国家(ネーション・ステイト)の壁を越える国際的な人権運動の高揚の中から、他方では、ホロコースト正義の動きに見られるように、世界経済のグローバル化の中で強大になったアメリカ政府が支援する正義の普遍化の動きに押されて、形成されてきた。さらにニュージーランドのように、先住民の権利運動の高揚の中からは、より徹底的な動きも生まれてきた。

いずれにせよ、列強が、征服する権利をもとに、植民地獲得競争によって世界を分割する世界秩序はすでに 20 世紀初頭で終わりを告げた。二度の大戦とそれに続く冷戦を経て、植民地とされた地域に住むすべての人々がネーションを形成し、国家独立を果たして、国連(団結してひとつになった複数のネーション=ユニテッド・ネーションズ)に加盟して、話し合いによってあらゆる問題を解決するという世界秩序の理想が、いまようやく実現しつつある。いまや、ネーションどうして、ネーションの形成に関わる過去にまで踏み

込んで、ネーションの罪、すなわちネーションにかかわる暴力の記憶を語り合う場が作られつつある。国家の壁が超えられるだけでなく、国家の中のネーションにさらに包まれていた企業の罪までもが問われるようになってきた。いまや、ネーションは、外側から超えられつつある。(13)

だがそれだけではない。ネーションは、内側からも超えられる兆しが見える。その契機は、ニュージーランドの先住民運動の中から抽出することができる。それは、岡野内 2006 : 21-22 では、「部族的コミュニケーションのルネサンス」として、いささかあいまいな形でその特徴を言及するにとどまっていた。次節では、この点をより明確に分析してみたい。

### 三 遺産継承集団としての部族

<民族を超える部族？>

グローバル化の中で、ネーションを内側から超えていく新しいコミュニティとして、「部族」に注目するのは、フランスの社会学者マフェゾリの一連の議論である (Maffesoli 1988=1997, 1992=2000, 1993=1995)。マフェゾリの「部族 (tribu)」は、邦訳では「小集団」と訳されたように、「共通の出自神話を持つ地縁的・血縁的な集団」といった一般的な人類学的・歴史学的な意味ではなく、「深刻な共有の感情と共通の価値観によって結ばれた小集団」(Maffesoli 1988=1997 : 287) という隠喩として用いられている (14)。

筆者もかつて、人権 NGO サイドの代替開発戦略論の重要な理論家デイビッド・コーテンの理論展開をサーベイした論文において、「コーテンの開発戦略論は、電子メディア (インターネット) を基盤とするグローバルな市民社会の形成を前提として、いわば世界の再「部族」化をめざすというべきものとなっている」(岡野内 2004 : 23) と結論づけたことがある。コーテン自身が「部族」ということばを使っているわけではない。「第一に、自然環境と調和しうる循環型・自給的な生産と消費を行い、第二に、直接的なコミュニケーションが可能な地理的範囲と人口規模をもつ地域コミュニティが基本的な生活の場となり、第三に、そのようなコミュニティどうしが、ネットワーク的につながって、平和に共存する世界秩序をつくるのが展望されている、という意味」(岡野内 2004 : 23) で、彼の展望を再「部族」化と呼んだのである。

コーテンの戦略論は、この意味での再「部族」化を論証するために、経験的には、「利益追求の巨大会社のグローバルな展開が、人権侵害と環境破壊を引き起こす実態を示し、人権保障と持続可能な発展の観点から再『部族』化の方向をめざす NPO や NGO の実例」をあげ、理論的には、「利益追求の会社というシステムを廃絶し、利益関係者による所有制と独自のコミュニケーションの場としての地域的市場を核とする再『部族』化をめざすことが環境問題・人権問題の解決につながる」として、「社会主義、フェミニズム、エコロジー的環境運動の論点を包摂し、多国籍企業に対抗する先進国と第 3 世界とに共通する変革の展望を示そうとする」(岡野内 2004 : 24) 魅力的なものであったが、そこでの「部族」も

やはり、具体的な像を示すものではなかった。

#### <遺産継承集団としての部族>

ところが、2006年に筆者が観察したマオリの新しい部族は、暗喩ではない先住民族の部族であるとともに、コーテンの代替開発戦略の方向での世界の再「部族」化を進める方向性を持つ具体的な集団であった。すなわち、再結成されたマオリの部族は、次の五つの特徴を持っていた。

第一に、それは、集団によって想起される「ゆかりの自然」としての自然遺産の共同所有と後の世代への継承のための集団、すなわち遺産継承集団である。ゆかりの自然遺産は、その地域でのネーションと資本主義成立以前の時期にまでさかのぼって、集団の成員によって、想起される。したがって、集団の成員は、ゆかりの自然遺産を奪ったネーションばかりでなく、資本主義の起点にある本源的蓄積への批判を持つことになり、そこから資本主義的所有の正統性への批判の方向性が生じることになる。また集団の成員は、後の世代への自然遺産の継承を予定するゆえに、利潤追求のみを考慮する資本主義的開発への批判から、環境保護主義への方向性も生じることになる。(15)

アニミズム的な要素の大きいマオリの伝統宗教ともあいまって、地域コミュニティのマオリの人々の一般的な雰囲気は、自然保護的であるとともに、集団主義的で資本主義的合理性になじまないように見える。筆者は、あるマオリ部族主催の起業セミナーに出席したが、そこで講師として招かれた企業家の人々のように、コミュニティのために資本主義を飼いならしつつあるかのような、洗練されたマオリ企業家エリート層が存在することも事実である。そして同時に、そのようなエリート層に対して、「新部族資本主義 (Neotribal Capitalism)」の危険を説く知識人の言論が一貫して存在してきたことも事実なのである。(16)

#### <正義のための非暴力の自発的意思にもとづく出自集団>

第二に、それは、出自を同じくするという条件を前提するものではあるが、非暴力的な手段によって正義を実現することを目的として、自発的意思に基づいて結成された集団である。ここから、民主主義的運営への傾向が生じる。

一般に部族は、自然生的で、自発的意思に基づかない集団あるいは共同体の典型とされる。歴史学や人類学で扱われてきたいわゆる部族社会における部族は、最近の研究によって流動性と戦略的な選択などが強調されるにしても、ほぼそのように考えてよいであろう。マオリの場合、19世紀末までに土地を奪われることによって、地域差はあるにしても部族はほぼ解体していた。たとえばマオリ語を流暢にしゃべれる人の割合は、1980年代半ばの調査で、マオリ人口のほぼ15%にまで落ち込んでいた。したがって、部族の再結成は困難な事業であった。

それでも、かつて自分たちゆかりの土地や自然を奪われた部族として、遺産継承の正当

性を確保するためには、再結成された部族が十分な成員を獲得する必要があった。さらに対外的にも民主的な集団であることをアピールする必要があった。そこで、成員となることの魅力を高めるために、奴隷制さえも含む伝統的な身分差別や性差別の伝統は改変されていき、成員全員の意向を尊重できるような、近代民主主義の自由と平等の原則が採られ、情報公開や選挙による代表の選出などが導入される傾向が生じた。また、正義を求める社会運動として、非暴力の原則が採用された。かつての戦闘的な戦士集団としてのマオリの暴力の文化を転換して、公共圏に訴えていくという非暴力の文化の伝統が創られていった。そのような公共圏での非暴力の大衆運動の中で、特に従来の性別分業やジェンダー役割の転換が生じつつあり、マオリ・フェミニズムが力をつけていった。(17)

#### <顔を付き合わせる規模>

第三に、この集団の成員の大部分は、事実上、直接的なコミュニケーションが可能な地理的範囲と人口規模をもつ地域コミュニティを形成しており、また、そうなるような規模に制限されている。これは、民主主義の形骸化を防ぐために、コーテンのような NGO 活動家によって強調されていた点でもある。

このような規模のメリットを生かして、ゆかりの自然遺産との結びつきと愛着が造られていく。ローカルな言語を用いた、あいさつ、歌、踊りなど、伝統の中から選ばれて造られてきた儀式、儀礼によって、多様なコミュニケーションがはかれる公共圏が形成される。このような経験に伴う感情が中心となって、部族を中心とし、部族連合としてマオリを考え、マオリとパケハの連邦として、ニュージーランドが意識されるといった、マオリ・ナショナリズムでもなく、ニュージーランド・ナショナリズムでもなく、それらを包接する部族中心のアイデンティティが形成されているように見えた。

さらに注目すべきことに、すでに出自のわからなくなった都市スラム地区居住のマオリの人々から、そのスラム地区を故郷とするまったく新しい部族創設の動きがおこり、部族として認められることになった。(18)

#### <複数帰属の成員が造るネットワーク>

第四に、この集団の成員は、双系的なマオリの出自観念にしたがって、複数の集団に帰属することが妨げられず、むしろ推奨されている。こうして、複数集団に帰属する成員の存在によって、個々の集団は、他の集団とネットワーク的なつながりをもつことになる。ここから、部族間の過去の暴力に関する話し合いと和解も生じてきた。すなわち、複数帰属の成員は、話し合いの文脈を伝えるうえでバイリンガルあるいはマルチリンガルの通訳のような役割を果たすとともに、他者（他集団の成員）の存在を身近な、コミュニケーションの相手としてイメージさせる役割を果たしうることが示された。(19)

さらに、欧米系やアジア系などの植民者や移民との混血の家系を持つ成員の存在によって、個々の集団は、欧米やアジアなどのネーションやエスニック集団ともネットワーク的

なつながりを持つことになった。こうしてグローバルに広がるネットワークが形成され、成員の規模は、顔を突き合わせる事が可能な規模であるにもかかわらず、排他的で閉鎖的な傾向は薄れることになった。こうして、直接的コミュニケーションを核とする集団の小規模な公共圏が、ネットワーク的に結び付けられ、グローバルな公共圏に接合されていたのである。(20)

なお、それぞれの集団は、インターネットのサイトを持ち、じっさいにグローバルに開かれた形で、情報公開、成員募集を行っていることも注目されよう。コーテンが構想したように、インターネットを用いるグローバルな市民社会の成立を前提して、マオリの人々は、部族の再結成を進めているのである。

#### 四 ネーションを超える部族ネットワーク

<内側から超えられるネーション>

さて、以上のように、マオリの実例から導き出された遺産継承集団としての部族の特徴は、ネーションによってほとんど解体されてしまった部族的（すなわち血縁的・擬制血縁的）集団による自然遺産の共同所有を、近代民主主義的な組織原理に基づき、複数帰属を許容するような新しい部族の再結成によって再建しようとするものであった。それは、ネーションによって暴力的に統合あるいは解体された部族的小集団が、その過程でネーションによって奪われたゆかりの自然遺産を非暴力的に取り戻し、ネーション形成以前のより小規模な、顔を突き合わせる規模でのコミュニケーションが可能なコミュニティの人々の潜在力を基礎とする公共圏を創出し、そのネットワークからなる公共圏が支える世界秩序、いわば部族連合のような形での秩序維持を展望するものであった。こうして、暴力的統合によって部族を内側に飲み込んで成長してきたネーションは、いまや新しい部族の再結成によって、内側から超えられつつある。ネーションと対比されるこのような新しい部族は、コミュニティの原理としてきわめて独自のものである(21)。

<部族というより「ふるさとのむらびと」？>

これを日本の場合にあてはめて具体的にイメージするには、部族というよりも「ふるさとのむらびと」ということばをあてはめて、ふるさとの自然遺産の継承集団を構想してみるのがいいかもしれない。二代さかのぼるだけで、父方の祖父と祖母、母方の祖父と祖母とで、最大四つの異なったふるさとの「むらびと」になれることになる。そこで、それらのふるさとの内から、愛着の深いもの、あるいは、魅力的なものを選んで、自発的にむらびととなって、ふるさとが受け継いできた自然遺産のケアに参加する。

いまは、国有林として、あるいは国家管理の河川湖沼や海岸となっている地域も、かつては、ふるさとのむらびとの自然遺産だったかもしれない。北海道や沖縄では、相対的に単純なこのような自然遺産の歴史も（もちろん先住民問題として明確な問題が提起される

ことは言うまでもない。)、本州や四国、九州の多くの地域ではかなり複雑な経緯をもつかももしれない。いずれにせよ、明治以後の国家主義教育の中で、忘却の彼方に押しやられていた明治以前の過去の暴力と不正義が、想起されることになるだろう。(22)

すでに出自の不明瞭になってしまった都市のマオリが、都市で新しい部族を立ち上げたように、都市の一定区画を遺産として継承する「ふるさとのむらびと」集団が多く創出されることも、日本の場合は、必要となるかもしれない。

いずれにせよ、このような視点で日本のコミュニティ形成を構想することは、ナショナルリズムに動員された戦前・戦後の住民自治会の問題点や、町づくり問題を転換させる展望を示すことになるだろう。そして、侵略的ナショナルリズムの遺産によって外側からの圧力にさらされる日本というネーションをさらに、内側からの圧力で超えていく展望を示すことになるかもしれない。(23)

#### <マルチチュードから部族へ>

経済の資本主義的グローバル化の中に、ネーションの壁を超える情動労働の意義の増大と、グローバルな資本に支配される労働の担い手となっている貧民＝マルチチュードの一般化を見だし、マルチチュードが発揮する、暴力を超えるコミュニケーションの潜在力の中に、ネーションを超えて平和を創る人々の連帯の可能性を見出したのは、ハートとネグリのグローバル化論＝帝国論であった (Hardt & Negri 2000, 2004)。筆者は、本稿の結論として、次のように主張したい。そのような可能性は、マオリの場合に見られたような特徴をもつ、暴力の歴史を想起して遺産継承を要求する自発的集団としての新しい部族の形成と、複数帰属成員による新しい部族ネットワークの構築を基礎とする、非暴力の公共圏創出を通じて現実化するのではないかと。

#### 注

(1) ユネスコのサイトに国連の5つの公用語のテキストがあり、日本語訳はユネスコ協会のものなどいくつかあるが、ここでは、ユネスコの問題提起をきっかけに日本の平和学や平和・人権教育研究者らによって結成された日本のNGOである「平和の文化をきづく会」訳を用いる。英文の直訳ではないが、意識として優れている。「宣言」はノーベル平和賞受賞者のうち、政治家ではなく、人権活動家のグループによって起草され、1999年3月の発足記者会見では起草者を代表して、北アイルランドのカトリック・コミュニティの草の根平和活動家メイレッド・コリガン・マグアイアー (1976年度受賞: Mairead Corrigan Maguire)、グアテマラの先住民人権活動家リゴベルタ・メンチュウ (1992年度受賞: Rigoberta Menchú Tum)、アルゼンチンの人権活動家アドルフォ・エスキベル (1980年度受賞: Adolfo Pérez Esquivel) が出席している。(『ユネスコ・プレス・リリース』1999年3月4日付 <http://www.unesco.org/bpi/eng/unescopress/1999/99-39e.shtml>, 2008. 8. 13) 全世界の署名目標は、一億人 (日本では百万人) で、2000年9月までに五千万 (日本では百万を達成) を超えたが、2008年8月13日のユネスコの署名サイトでは、約七千五百万あまりにとどまっている。

(2) 日本での平和学の議論の概観として 2004 年に刊行された、日本平和学会創立 30 周年記念企画の『グローバル時代の平和学』全 4 巻、法律文化社、が便利である。

(3) この点は、ユネスコ憲章にあった、暴力をひとりひとりの心の問題としてとらえていく視点を継承するが、むしろフランスの社会学者の手になる、これまでの暴力論の批判的集大成というべき Wiewiorka2004=2007 の視点とも一致することを強調しておきたい。

(4) たとえば次のような「平和宣言」のパロディを考えることができる。「1. わたしは自分の命を尊敬します。2. 私は、必要ならば暴力を用います。3. 私は、自分が豊かになることを第一に考えます。4. 私は、わからないことをいう人を警戒します。5. 私は、地球環境より経済発展を重視します。6. 私は、連帯よりも自由を重視し、テロと戦うためにだけ、連帯します。」グローバルなネオリベラル改革の帰結が暴力と戦争の一般化であることは、すでに 9・11 事件以前に、戦争と暴力の一般化の必要性を勧告する世界の財界指導者のための架空報告書、George 1999=2000 によって、鋭く分析されていた。9・11 事件直後のアフガニスタン空爆のさなかに筆者は、これに関連して岡野内 2002 を書いたことがある。

(5) このようなハーバーマスの問題設定は、調和的な発達論に傾くとする伊藤守 2005 などの批判もあるが、筆者はむしろ闘争の中での学び、育ち、という問題を提起した点で、ハーバーマスの問題提起を評価したい。なお、第 3 世界の人権運動の中では、社会構造のドラスティックな改革を求めて、武装闘争に傾斜しがちだった解放運動から、なによりも話し合いの場すなわち公共圏の創出を重視するという方向性の転換がやはり 20 世紀末あたりから明確になりつつある。たとえば、武力行使も含めて紛争解決

(Conflict Resolution) を考えるのではなく、あくまで非暴力で話し合いを続けることをめざす紛争管理 (Conflict Management)、あるいはメディエーションの受容と普及がそれを示している。この点について、岡野内他 2007 を参照。

(6) 詳しくは、財団法人アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪) のサイトにある「ダーバン 2001 フォローアップ」を参照。イスラエルがアメリカと共に強硬策をとったのは、パレスチナ問題に関連して、イスラエルを非難し、シオニズムを人種主義だと再規定する動きを阻止するためであった。

(<http://www.hurights.or.jp/database/durban2001.html>, 2008.8.13)

(7) 2008 年 8 月段階で、ICC 設置条約であるローマ規定を国連加盟の 192 カ国中 137 カ国が署名、107 カ国が、批准していた。日本は 2007 年 7 月によりやくローマ規定を批准した。ICC については、「国際刑事裁判所 (ICC) と日本」というサイトから簡単な解説や公式文書ほか多くの情報が得られる。

([http://blogs.yahoo.co.jp/jnicc\\_org\\_tk05](http://blogs.yahoo.co.jp/jnicc_org_tk05), 2008.8.13)

(8) 「帝国」としてのアメリカの最近の役割については、賛否両論の立場から、アメリカ帝国主義論繚乱の観を呈している。それらの議論について独自の視点から興味深い概観を与えるものとして、さしあたり、Hardt & Negri 2004 を参照されたい。

(9) Bazylar 2003, Bazylar & Alford(eds.) 2006。この点は、多国籍企業に対する規制という論点からも興味深い。岡野内 2001 はこの論点に関する議論のサーベイに立脚して国連のグローバル・コンパクトを論じたものだが、筆者も含めて、ホロコースト訴訟の意義に関する視点は、まったく欠落している。

(10) なお、ナチスに接収され、そのままヨーロッパ諸国の政府によって国有化されていた美術品の返還も行われた。Bazylar 2003、Bazylar & Alford(eds.) 2006 を参照。もとより、これらの動向の背後に

は、アメリカ市場でダメージを受けたくないスイスあるいはドイツなどのヨーロッパ企業の微妙な競争力の状態などさまざまな力関係の要因がある。ドイツ側の事情について、石田 2002、ライヒェル 2006=2001、田村 2006などを参照。

(11) Bazzyler 2003 参照。なお、アメリカでの奴隷制に関する謝罪・補償などの動向について、奥田 2005、日本への補償問題については、米山 2003 も参照。パレスチナ問題との関連では、岡野内 2008 も参照。

(12) 以下、ニュージーランドでの植民地化不正義審判所については、岡野内 2006 で詳述したので、それにかかわる研究史の整理や事実関係についての典拠などはそちらを参照されたい。

(13) なお、2007 年に国連総会で可決された「先住民の権利宣言」も、先住民との関係で、それぞれのネーションの名のもとで行われてきた過去の植民地化や同化政策の罪を問う道を開いた点で、画期的である。国際法の立場から、世界的な視野で先住民に対する補償問題を概観したものとして、Lenzerini(ed.) 2008 参照。もっともこれらのことは、Smith1986=1999 が強調したように、ネーションを前提とするゆえに、ネーションが消え去るのではなく、むしろ普遍化することを意味する。いわゆる方法論的ナショナリズム批判以後の最近のコスモポリタニズムの議論は、さしあたり理論的に、このようなネーションの普遍化を克服しようとする試みであるように思える。たとえば Fine 2007 を参照。

(14) 古田幸男氏による「訳者あとがき」である Maffesoli 1988=1997 : 285-287 を参照。サブカルチャー論では、これ以後、隠喩としての「部族」論が定着し、Watters 2003 の「都市部族」論などがある。

(15) 血統による遺産継承という問題は、かなり広範な問題に目配りするコーテンによっても明確には検討されていないが、資本主義批判と環境問題との関連では、重要な問題であるように思われる。部族社会と対比される文明によって抑圧されてきた親族による継承の問題を多面的に扱う人類学者の手になる著作として、Fox 1993=2000 を参照。

(16) もっとも早い時期の批判として、Rata 2000、最近のものでは Stewart-Harawira 2005 参照。なお、企業家セミナーは、筆者が出席した 2006 年 11 月の Te Rarawa 部族創設 20 周年記念祭の際に行われていた。

(17) また知識人の中からは、映画『クジラに乗った少女 (Whale Rider)』の原作者である作家兼大学教授がゲイとしてカミングアウトするなど、フェミニズムの先を行く動きも現れてきた。一世代前のマオリ女性の性別役割の状況については、人類学者による生活史記述である Stirling & Salmond 1993=1976 が、役立つ。

(18) 青柳 1999、内藤 1999、さらに Te Ara - The Encyclopedia of New Zealand 2006 などを参照。

(19) 部族間の過去の暴力に関する和解の中でもっとも劇的なのは、レーコフ (チャタム諸島) の先住部族モリオリ (Moriori) と侵略部族のガティ・ムトゥングの場合であろう。これについても、岡野内 2006:30-31 (注 39) の諸文献を参照。

(20) 筆者が話したマオリの人々には、自分の系譜の中にヨーロッパ人を持ち、ヨーロッパの祖先の地を訪れて、親戚と会ってきたことを誇らしく語る人も多かった。

(21) たとえば、Delanty2003=2006 の整理を参照。とりわけ「ゆかりの自然遺産」の継承集団という把握は、訳者の山之内氏のディランティ批判 (訳者解説) の論点である「場所の存在論」にも応え得る興味深い実例と言えよう。なお、ネーション・ステイトの原則では、継承者のいない遺産は、ネーションのも

のとなつて、ステイトが管理することになるが、マオリの部族の場合は、ネーションの記憶の奥に葬り去られた部族の記憶を想起して、遺産継承を要求し、公共圏での非暴力的な論争を通じて、遺産を再獲得してきた。この意味でも、遺産継承集団としての部族は、遺産継承集団としてのネーションを内側から超えてきている。黒宮 2007 は、アレント (Hannah Arendt) に触発されて遺産の継承問題に注目し、遺産を「共通の歴史的過去」あるいは「豊かな記憶の遺産」ととらえ、そのような「遺産の共同管理者」であり、「遺言の共同作成者」として、「ネーション」を規定し、「ネーションの一員」として、残された遺産に対する「責任と義務であると同時に、そこに生まれ落ちた者のみの特権」を自覚すべきとする。(黒宮 2007 : 222-226) だが、第一に、記憶の場所性に注目して、遺産をゆかりの自然遺産としてより具体的に把握し。第二に、その同じ自然遺産について人々がもつ歴史的な記憶の多様性を受け入れてそれと向かい合うならば、ネーションによる遺産継承の虚構性と抑圧性を考えざるをえなくなるだろう。この問題は、アレントにおいてもあいまいさを残している。パレスチナ問題との関連でこの問題にも触れた、岡野内 2008 を参照されたい。なお、中世史家によるネーション神話批判であり、南アフリカのズールー史との興味深い対比をも含む、Geary 2002=2008 も参照。

(22) 日本の侵略問題にかかわった歴史学者たちによって、漠然とした「記憶の歴史学」に対して、消された記憶を掘り起こして人間の尊厳の回復と正義の実現をめざす「想起の歴史学」を、という鋭い問題提起が行われている。この点について、特に矢野久氏の「あとがき」(松村・矢野編 2007:378-379)、また松村高夫氏による「まえがき」および第 1 章「歴史認識論と『歴史認識問題』」をも参照されたい。

(23) 岡野内 2006 ; 22-23 では、このような部族化を日本に導入することによって解決の展望が開けてくる問題として①アイヌ民族、琉球民族などの先住民族問題、②いわゆる北方領土問題および竹島、尖閣諸島などの領土問題、③在日韓国・朝鮮人問題、④部落問題と天皇制、⑤最近の日本のナショナリズム、⑥アジア太平洋地域への侵略にかかわる戦後補償問題、を挙げておいた。①に関して沖縄開発については、2007 年度の国際開発学会で、⑥に関して平和構築について、2007 年度の平和学会で報告し、現在フルペーパーを執筆中である。また、国際労働力移動についても、本稿の視点から、中東とポルトガルに関する岡野内 1994、2000 を含めてこれまでの議論を整理してみたいが、今後の課題としたい。

[文献]

青柳清孝・松山利夫編, 1999, 『先住民と都市; 人類学の新しい地平』青木書店。

青柳まちこ, 1999, 「漁業補償と都市のマオリたち—イウィをめぐる論争」青柳・松山編 1999:59 - 77.

Barkan, Elazar, 2000, *The Gilt of nations: Restitution and Negotiating Historical Injustices*. New York: W.W.Norton.

Bazyler, Michael J., 2003, *Holocaust Justice: The Battle for Restitution in America's Courts*, New York & London: New York University Press.

Bazyler, Michael J. & Roger P. Alford(eds.), 2006, *Holocaust Restitution: Perspectives on the Litigation and Its Legacy*, New York: New York University Press.

Delanty, Gerard, (ジェラード・デランティ), 2003, *Community*, London: Routledge.(山之内靖・伊藤茂訳『コミュニティ—グローバル化と社会理論の変容』NTT 出版, 2006 年)。

- Fine, Robert, 2007, *Cosmopolitanism*, Routledge: London & New York.
- Fox, Robin (ロビン・フォックス), 1993, *Reproduction and Succession: Studies in Anthropology, Law, and Society*, New York: Transaction Books(平野秀秋訳『生殖と世代継承』法政大学出版局、2000年).
- Geary, Patrick J. (パトリック・J・ギアリ), 2002, *The Myth of Nations: The Medieval Origins of Europe*, Princeton: Princeton University Press (鈴木道也ほか訳『ネイションという神話—ヨーロッパ諸国家の中世的起源』白水社).
- George, Susan (スーザン・ジョージ), 1999, *The Lugano Report: On Preserving Capitalism in the Twenty-first Century*, London: Pluto Press. (毛利良一他訳『ルガノ秘密報告—グローバル市場経済生き残り戦略』朝日新聞社、2000年).
- Habermas, Juergen (ユルゲン・ハーバーマス), 1981, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt am Mein: Suhrkamp(丸山高司他訳『コミュニケーションの行為の理論』(上)(中)(下), 未来社、1987年).
- Hardt, Michael & Antonio Negri (アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート), 2004, *Multitude: War and Democracy in the Age of Empire*, New York, etc.:Penguin Press (幾島幸子訳水島一憲他監修『マルチチュード—<帝国>時代の戦争と民主主義』日本放送出版協会、2005年).
- (アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート), 2000, *Empire*, Cambridge, MA.:Harvard University Press (水島一憲他訳『帝国—グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』以文社、2003年).
- 石田勇治, 2002, 『過去の克服—ヒトラー後のドイツ』白水社.
- 近藤光雄ほか, 2005, 『記憶を紡ぐアメリカ—分裂の危機を超えて』慶応義塾大学出版会.
- 伊藤 守, 2005, 『記憶・暴力・システム—メディア文化の政治学』法政大学出版局.
- 黒岩一太, 2007, 『ネイションとの再会—記憶への帰属』NTT 出版.
- Lenzerini, Federico(ed.), 2008, *Reparations for Indigenous Peoples: International and Comparative Perspectives*, Oxford, etc.: Oxford University Press.
- Levy, Daniel & Natan Sznaider, 2006=2001, *The Holocaust Memory in the Global Age*, Translated by Assenka Oksilaf, Philadelphia:Temple University Press.(*Erinnerung im globalen Zeitalter: Der Holocaust*, Frankfurt am Mein: Suhrkamp Verlag)
- Maffesoli, Michel (ミシェル・マフェゾリ), 1988, *Le temp des tribus: Le déclin de l'individualisme dans les sociétés de masse*, Paris: Librairie des Méridiens-Klincksieck et Cie(Rééd. Le Livre de Poche, Paris, 1991) (古田幸男訳『小集団の時代—大衆社会における個人主義の衰退』法政大学出版局、1997年).
- , 1992, *La Transfiguration du politique: la tribalisation du monde*, Grasset: Paris. (古田幸男訳『政治的なものの変貌—一部族化/小集団化する世界』法政大学出版局、2000年).
- , 1993, *La contemplation du monde: Figures du style communautaire*, Grasset & Fasquelle: Paris. (菊池昌美訳『現代世界を読む—スタイルとイメージの時代』法政大学出版局、1997年).
- 松村高夫・矢野久編, 2007, 『裁判と歴史学—七三一細菌戦部隊を法廷からみる』現代書館.
- 内藤暁子, 1999, 「都市のマオリ—その歴史と現状」青柳・松山編 1999:41-58.
- 奥田暁代, 2005, 「奴隷制度補償運動—謝罪、賠償、記憶」近藤他 2005:45-86.
- 岡野内 正, 2008, 「パレスチナ問題を解く鍵としてのホロコーストとナクバ」上・中・下『アジア・アフリカ研究』第 389, 390 号, 391 号 (掲載予定).

- , 2006, 「植民地化不正義審判所の可能性—最近の先住民研究に触発されての一試論—」 『アジア・アフリカ研究』 382:2-37.
- , 2004, 「代替開発戦略覚書—D. コーテンにおける階級、ジェンダー、ネイション、エコロジー、公共圏—」 (上) (下) 『アジア・アフリカ研究』 376:2-28, 377:15-26.
- , 2002, 「WTO のためのアフガン戦争」 『日本の科学者』 37(2):36 - 41.
- , 2001, 「人権基準による多国籍企業の規制について」 『国際社会への多面的アプローチ』 (大阪外国語大学国際関係講座) 1:51-79.
- , 2000, 「ポルトガルをめぐる国際労働力移動」 森廣正編 『国際労働力移動のグローバル化—外国人定住と政策課題』 法政大学出版局.
- , 1994, 「中東—都市化と人口移動」 森野勝好・西口清勝編 『発展途上国経済論』 ミネルヴァ書房, 165-187.
- 岡野内正・岡野内恵理子, 2007, 「第三世界の人権問題への実践的アプローチ—第3回アジア太平洋メディアエーション・フォーラムについて—」 『アジア・アフリカ研究』 383:22-50.
- Rata, Elizabeth, 2000, *The Political Economy of Neotribal Capitalism*, Lanham, Md. & Oxford: Lexington Books.
- Reichel, Peter(ペーター・ライヒェル), 2001, *Vergangenheitsbewältigung in Deutschland: Die Auseinandersetzung mit der NS-Diktatur von 1945 bis heute*, Muenchen: Verlag C.H.Beck oHG(小川保博、芝野由和訳『ドイツ 過去の克服—ナチ独裁に対する 1945 年以降の政治的・法的取り組み』 八朔社、2006 年).
- Smith, Anthony D. (アントニー・D・スミス), 1986, *The Ethnic Origins of Nations*, Blackwell: London. (槇山靖司・高城和義他訳『ネイションとエスニシティ—歴史社会的考察』 名古屋大学出版会、1999 年).
- Stewart-Harawira, Makere, 2005, *The New Imperial Order: Indigenous Responses to Globalization*, Zed Press: London & New York.
- Stirling, Amiria Manutahi, as told to Anne Salmond, 1976, *AMIRIA: The Life Story of a Maori Woman*, Auckland: Reed Methuen Publishers Ltd. 1976 (アミリア=マスタヒ=スターリング口述、アン=サーモンド記述、桜井真理子訳 『アミリア—あるマオリ女性の一生』 海燕書房、1993 年).
- 田村光彰, 2006, 『ナチス・ドイツの強制労働と戦後処理—国際関係における真相の解明と「記憶・責任・未来」基金』 社会評論社.
- Te Ara - The Encyclopedia of New Zealand, 2006, *Maaori Peoples of New Zealand: Ngaa Iwi o Aotearoa*, Auckland: David Bateman Ltd.
- Watters, Ethan, 2003, *Urban Tribes: A Generation Redefines Friendship, Family, and Commitment*, London: Bloomsbury Publishing PLC.
- Wieviorka, Michel (ミシェル・ヴィヴィオルカ), 2004, *La violence*, Paris: Balland (田川光照訳『暴力』 新評論、2007 年).
- 米山リサ, 2003, 『暴力・戦争・リドレス—多文化主義のポリティクス』 岩波書店.